

2011年度最終報告書

2012年11月2日

安心ネットづくり促進協議会

調査研究委員会 児童ポルノ対策作業部会

はじめに

昨年度の児童ポルノ作業部会は、「アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ」「ISP 技術者サブワーキンググループ」の2つのサブワーキンググループを通じて活動を行った。

まず、「アドレスリスト作成・管理の在り方サブワーキンググループ」においては、①ブロッキングを実施するプロバイダが通信の秘密を侵害される利用者に対して負う民事責任の問題と、②URL ブロッキングにおけるリスト対象情報の判定基準の問題の2つについて検討した。

①の民事責任の問題は、2010 年度の検討課題となっており、同年度の最終報告書において、検討結果を公表したところである。しかしながら、同年度の最終報告書は、ブロッキングに関する法的論点を一通りカバーすることに主眼を置いたものであり、個々の論点に十分な時間をかけたものではなかった。2010 年度以降、ブロッキング実施プロバイダの拡大に伴って、プロバイダの民事責任の問題の重要性がさらに高まったことから、昨年度においては、作業部会に民法法の研究者をお招きし、本格的な検討を行ったものである。

②の URL ブロッキングにおけるリスト基準は、今回がはじめての検討である。当作業部会は、2010 年度報告書において DNS ブロッキングのリスト基準の考え方を公表しており、現在、インターネットコンテンツセーフティ協会において実施されている DNS ブロッキングにおいてはその公表内容が活かされていると聞き及ぶ。DNS ブロッキングはサイト全体を遮断する手法であるため、オーバーブロッキングにつながりやすく、よりきめ細かい手法、具体的には URL ベースのブロッキングの導入が期待されることはいわば当然の流れである。しかしながら、URL ブロッキングには、オーバーブロッキングの危険が低い一方で、DNS ブロッキングと比較すると通信の秘密の侵害の程度が大きいという問題がある。昨年度作業部会においては、URL ブロッキングを適法に実施し得るのか、実施し得るとしてその基準はどのようなものであるべきかを検討した。

次に、「ISP 技術者サブワーキンググループ」は、「DNS ブロッキングによる児童ポルノ対策ガイドライン」第 2 版を策定した。具体的には、第 1 版に対する加筆修正を行ったものであり、BIND Response Policy Zone を使用した DNS ブロッキングに関する事項と、商用 DNS 製品を使用した DNS ブロッキングの概要説明が追記されている。

当作業部会は、昨年度報告書が児童ポルノのブロッキングの適正な運用の一助となることを期待している。